



宮 崎 県 公 報

令和2年1月30日(木曜日) 第76号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数……………(国民健康保険課) 1
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数……………() 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………() 2
- 指定居宅サービス事業の廃止……………() 3
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………() 3
- 有害興行の指定……………(子ども家庭課) 3

頁

公 告

- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………() 4
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(蛭・鱸・鮫課) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 5
- 地区及び簿冊の認証(3件)……………(農村計画課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 6
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………() 6
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 6
- 教育委員会規則**
- 宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………10
- 雑 報**
- 令和元年度行政書士試験の合格者について……………30

告 示

宮崎県告示第39号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構都城医療センター	都城市祝吉町5033番地1
藤元総合病院	都城市早鈴町17街区1号
宗正病院	都城市八幡町15街区3号

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年2月1日から令和5年1月31日まで

宮崎県告示第40号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
共立病院	延岡市中川原町3丁目42番地
県立延岡病院	延岡市新小路2丁目1番10

2 救急病院等の認定の有効期間

令和2年2月1日から令和5年1月31日まで

宮崎県告示第41号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(平成29年宮崎県条例第38号)第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和2年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数(平成31年宮崎県告示第51号)は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(以下「条例」という。)第7条の知事が定める数は、0.7815322300144とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7903168138969とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8522574016236とする。

宮崎県告示第42号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和2年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数（平成31年宮崎県告示第52号）は、令和2年3月31日限り、廃止する。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）第9条第8項の知事が定める数は、0.9475438

809062とする。

2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.9999999984848とする。

3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.9999999949701とする。

宮崎県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560590061	訪問看護ステーションおうち生活応援団 小林事業所	宮崎県小林市細野1217 魁ビル 105号	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	令和元年12月1日	訪問看護
4561790033	訪問看護ステーションIRODORI	宮崎県北諸県郡三股町樺山3473	株式会社 Social Care Factory	宮崎県北諸県郡三股町新馬場19番地5	令和元年12月1日	訪問看護
4570401473	ヘルパーステーション はいびすかす	宮崎県日南市北郷町北河内5754	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地1	令和元年12月1日	訪問介護
4570401481	デイサービス はいびすかす	宮崎県日南市北郷町北河内5754	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地1	令和元年12月1日	通所介護
4572101261	ニチイケアセンター門川	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原1丁目55番地 ワタナベテナント	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和元年12月1日	訪問介護
4510311436	延岡クリニック	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	医療法人社団永和舎	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	令和元年12月23日	短期入所療養介護

宮崎県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560590061	訪問看護ステーションおうち生活応援団 小林事業所	宮崎県小林市細野1217 魁ビル 105号	合同会社Eプラスケア	熊本県球磨郡錦町一武2609番地2	令和元年12月1日	介護予防訪問看護
4561790033	訪問看護ステーションIRODORI	宮崎県北諸県郡三股町樺山3473	株式会社 Social Care Factory	宮崎県北諸県郡三股町新馬場19番地5	令和元年12月1日	介護予防訪問看護
4510311436	延岡クリニック	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	医療法人社団永和舎	宮崎県延岡市出北1丁目3番20号	令和元年12月23日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290084	訪問看護ステーションメイブ	宮崎県都城市牟田町12-8	医療法人社団恵心会坂元医院	宮崎県都城市牟田町12-8	令和元年12月1日	訪問看護
4560290100	訪問看護ステーションウエルネス	宮崎県都城市上東町27-16	医療法人与州会	宮崎県都城市東町10-17	令和元年12月1日	訪問看護
4570600140	永寿園訪問入浴サービス	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	令和元年12月31日	訪問入浴介護
4570600793	訪問介護ステーションきずな	宮崎県日向市財光寺5317番地3	株式会社きずな	宮崎県日向市財光寺5608番地2	令和元年12月31日	訪問介護
4570700130	介護センターあすか	宮崎県串間市南方3431-5	社会福祉法人龍口会	宮崎県串間市南方3431-5	令和元年12月31日	訪問入浴介護

宮崎県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290084	訪問看護ステーションメイブ	宮崎県都城市牟田町12-8	医療法人社団恵心会坂元医院	宮崎県都城市牟田町12-8	令和元年12月1日	介護予防訪問看護
4570600140	永寿園訪問入浴サービス	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	令和元年12月31日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第47号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
1年-56	映画	はめ落ち淫行 猥褻なきずな	山内組 ＜オーピー映画＞	令和2年1月20日
1年-57	映画	ピンク・ゾーン3 ダッチワイフ慕情	国沢組 ＜オーピー映画＞	
1年-58	映画	パラレル・セックス 痴女の潜む街	加藤組 ＜オーピー映画＞	
1年-59	映画	小悪魔妻 美乳で誘う	吉行組 ＜オーピー映画＞	

1年-60	映画	奥さまはド変態 女が女に触るとき	深町組 <新東宝映画>
1年-61	映画	人間の時間 (原題) HUMAN, SPACE, TIME AND HUMAN	キングレコード (韓国)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西米良村	合 崎	24-7	地 滑 り
	合 崎 上	24-8	地 滑 り
	元 米 良	24-9	地 滑 り
	よかりお谷 -新①	07- 403- 1 - 019 -新①	土 石 流
	咲山（1）	07- 403- 2 - 002	土 石 流
	咲山（2）	07- 403- 2 - 003	土 石 流
	大谷（1）	07- 403- 2 - 005	土 石 流
	大谷（2）	07- 403- 2 - 006	土 石 流
	田 之 元	I - 1 - 1047	急傾斜地の崩壊
	横 野	I - 1 - 1062	急傾斜地の崩壊
	三 久 保	I - 1 - 2104	急傾斜地の崩壊
	三久保-1	II - 1 - 6055	急傾斜地の崩壊
横 野	II - 1 - 6061	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西米良村	咲山（1）	07- 403- 2 - 002	土 石 流
	咲山（2）	07- 403- 2 - 003	土 石 流
	大谷（1）	07- 403- 2 - 005	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第50号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
一般社団法人宮崎県猟友会	宮崎市橋通東1丁目11-1 林業会館内	一般社団法人宮崎県猟友会	宮崎市橋通東1丁目11番1号 林業会館内	令和2年 1月9日
	日南市鉄肥2丁目11-14 上村銃砲火薬店内		宮崎市中村西1丁目2番2号 井内銃砲店内	
	串間市大字奈留5512-6 笹山晃宅内		宮崎市船塚1丁目26番地 遠山銃砲店内	
	都城市太郎坊町6837番地2		宮崎市高岡町五町198番地 水間銃砲火薬店内	
	都城市高城町大井手782番地1		日南市鉄肥	

落合和弘宅内	2丁目11番14号 上村銃砲火薬店内		泉銃砲火薬店内	
小林市細野2148番地2 仁岸銃砲火薬店	串間市大字奈留5512番地6 笹山晃宅内		西臼杵郡高千穂町大字三田井 779番1 有限会社佐藤銃砲火薬店内	
えびの市大字島内 787 前園竜児宅内えびの地区猟友会事務局	都城市太郎坊町6837番地2 中嶋國雄宅内			
児湯郡西米良村大字越野尾2番地11 佐藤武八郎宅内	都城市高城町大井手 782番地1 落合和弘宅内			
児湯郡川南町大字川南14484-7 小嶋明夫宅内	小林市細野2148番地2 仁岸銃砲火薬店内			
日向市中町10番地 石川銃砲火薬店内	えびの市大字島内 787番地 前園竜児宅内えびの地区猟友会事務局			
延岡市大瀬町1丁目7の2 有限会社小泉銃砲火薬店内	児湯郡西米良村大字越野尾2番地11 佐藤武八郎宅内			
西臼杵郡高千穂町大字三田井 779-1 有限会社佐藤銃砲火薬店内	児湯郡川南町大字川南14484番地7 小嶋明夫宅内			
	日向市中町10番地 石川銃砲火薬店内			
	延岡市大瀬町1丁目7番地2号 有限会社小			

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年1月20日	特定非営利活動法人豊かな島津の杜づくりプロジェクト	清水 豊	宮崎県北諸県郡三股町新馬場20番地14	この法人は、宮崎県北諸県郡三股町内餅原地区等の山林において、植林等をとおして近自然的森づくり事業を行い、地域自然環境の保全推進、森林環境教育の推進及びまちづくりの推進へ展開し、延いては地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセナートライアル日向日知屋店
日向市大字日知屋字加賀側3389番1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和元年10月8日
- 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 1 月 30 日から令和 2 年 3 月 2 日まで

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 19 日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字都井の一部

4 認証年月日

令和 2 年 1 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日

3 地籍調査を行った地域

延岡市川島町の一部

4 認証年月日

令和 2 年 1 月 21 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

小林市

2 地籍調査を行った期間

平成 30 年 5 月 1 日から令和元年 10 月 7 日

3 地籍調査を行った地域

小林市真方の一部

4 認証年月日

令和 2 年 1 月 21 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から令和元年 12 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、吉野地区 1 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和 2 年 1 月 30 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第 15 位（平成 29 年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。

(4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。

(5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

(8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第 13 条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	12,000トン	
	まいわし	65,000トン	75,000トン
	まあじ	若干	若干

(注 1) 「令和元年 (平成31年) 」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量 (留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。) は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類 第 1 種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば	11,680トン	
	まいわし	64,578トン	74,700トン
まあじ	若干	若干	

(注 1) 「令和元年 (平成31年) 」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2 に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第 1 種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量 (端数は切り上げる) に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則 (平成 8 年宮崎県規則第 53 号。以下「規則」という。) の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理

量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第 5 管理期間（平成31年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	13.4トン	うち 1.5トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2 に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	8.3トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.6トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1) に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。また、期間別の割当量を変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		8.3トン	3.6トン
(小型魚)	うち 4月～6月	1.9トン	0.9トン
	7月～9月	1.3トン	0.6トン
	10月～12月	1.1トン	1.0トン
	1月～3月	4.0トン	1.1トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		11.6トン	1.5トン
(大型魚)	うち 4月～9月	10.8トン	0.9トン
	10月～3月	0.8トン	0.6トン

都道府県間での配分量の融通の取組等により、融通の協議が整った場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量及び採捕の期間別の割当量への配分量については、原則として、当初の割当量の比率で配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

る。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に 1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2 又は 3 の数量 (留保の数量を含む。) の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等 (小型魚及び大型魚)

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁

業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業 (小型魚及び大型魚)

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 80 キログラムを採捕の上限とし、80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 40 キログラムを採捕の上限とし、40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁 (遊漁者及び遊漁船業者) の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第 2 管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割 (2.9 トン) を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2 ～ 第 5 管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第 2 管理期間超過量合計	第 3 ・ 第 4 管理期間期の差し引き済み数量	第 5 管理期間期の差し引き数量	第 3 管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量	第 5 管理期間の資源評価調査のための充当数量
24.6 トン	5.4 トン	2.9 トン	1.4 トン	0.2 トン

表 2 第 5 管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

	本県全体の差し引き数量	差し引き後の本県漁獲可能数量
第 5 管理期間 (2019 年)	2.9 トン	11.8 トン

第6管理期間 (2020年)	2.9トン	11.8トン
第7管理期間 (2021年)	2.9トン	11.8トン
第8管理期間 (2022年)	2.9トン	11.8トン
第9管理期間 (2023年)	2.9トン	11.8トン
第10管理期間 (2024年)	2.9トン	11.8トン
第11管理期間 (2025年)	1.8トン	12.9トン

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

(2) 採捕の停止命令について

教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月30日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第1号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育英資金の貸与を受けようとする者の<u>在学する学校の長</u>（以下「<u>学校長</u>」という。）が発行する推薦調書（別記様式第2号）</p> <p>(4) [略]</p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者から前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）への進学を条件として育英資金貸与の適否を決定し、申請があった者に対しその旨を育英資金採用候補者決定通知書（別記様式第5号）又は育英資金貸与不承認通知書によって通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(貸与の額の変更)</p> <p>第4条の2 育英資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）は、育英資金の貸与の額の変更を希望するときは、<u>育英資金貸与月額変更申請書</u>（別記様式第5号の2）（以下「<u>変更申請書</u>」という。）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県教育委員会は、前項の規定による変更申請書を受理したとき</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第3条 育英資金の貸与を受けようとする者は、育英資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、<u>在学する学校の長</u>（以下「<u>学校長</u>」という。）を<u>經由の上</u>、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育英資金の貸与を受けようとする者の<u>学校長</u>が発行する推薦調書（別記様式第2号）</p> <p>(4) [略]</p> <p>(貸与の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者から前条の育英資金貸与申請書の提出があったときは、<u>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）</u>、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）への進学を条件として育英資金貸与の適否を決定し、申請があった者に対しその旨を育英資金採用候補者決定通知書（別記様式第5号）又は育英資金貸与不承認通知書によって通知するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(貸与の額の変更)</p> <p>第4条の2 育英資金の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）は、育英資金の貸与の額の変更を希望するときは、<u>育英資金貸与月額変更申請書</u>（別記様式第5号の2）（以下「<u>変更申請書</u>」という。）を<u>学校長を經由の上</u>、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県教育委員会は、前項の規定による変更申請書を受理したとき</p>

は、育英資金の貸与の額の変更の適否を決定し、申請があった者に対し育英資金貸与月額変更決定通知書（別記様式第5号の3）又は育英資金貸与月額変更不承認通知書（別記様式第5号の4）によって通知するものとする。

（保証人）

第5条 条例第6条第1項の保証人は、2人とする。

2 前項の保証人のうち、1人は父又は母（父及び母のない者にあつては父又は母に代わるべき者を含む。以下同じ。）、他の1人は所得を有する者であつて父又は母と生計を別にするものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情がある場合は、条例第6条第1項の保証人は、父又は母のみとすることができる。

4 貸与生又は貸与生であつた者（育英資金の返還の債務を有する者に限る。以下同じ。）は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を連帯保証人変更届（別記様式第6号）により県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、保証人を変更するときは、変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）保証人の氏名、住所又は勤務先に変更のあつたとき。

（2）～（4） [略]

（借用証書の提出）

第6条 第4条の規定により育英資金の貸与の決定の通知を受けた者は、保証人の連署した育英資金借用証書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、県教育委員会に提出しなければならない。

（1） [略]

（2）保証人のうち所得を有する者であつて父又は母と生計を別にするものに係る住民票の写し

（3）保証人のうち所得を有する者であつて父又は母と生計を別にするものに係る所得証明書又は源泉徴収票

（4） [略]

（貸与の停止）

第9条 貸与生は、条例第7条各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を育英資金異動届（別記様式第10号）により、県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。

2 [略]

（貸与の休止）

第10条 貸与生は、条例第8条各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を育英資金異動届により、県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。

2・3 [略]

は、育英資金の貸与の額の変更の適否を決定し、申請があった者に対し育英資金貸与額変更決定通知書（別記様式第5号の3）又は育英資金貸与額変更不承認通知書（別記様式第5号の4）によって通知するものとする。

（保証人）

第5条 条例第6条第1項の保証人は、2人とし、1人は父又は母、他の1人は所得を有し債務を負担する能力がある者であつて、それぞれが生計を別にするものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情がある場合は、条例第6条第1項の保証人は、父又は母のみとすることができる。

3 前2項の父又は母を保証人とすることが適当でない場合は、県教育委員会が認める者を保証人とすることができる。

4 貸与生又は貸与生であつた者は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を連帯保証人変更届（別記様式第6号）に変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付して県教育委員会に届け出なければならない。

（1）～（3） [略]

（借用証書の提出）

第6条 第4条の規定により育英資金の貸与の決定の通知を受けた者は、保証人の連署した育英資金借用証書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、学校長を経由の上、遅滞なく、県教育委員会に提出しなければならない。

（1） [略]

（2）保証人のうち所得を有し、債務を負担する能力がある者であつて父又は母（前条第3項の県教育委員会が認める者を含む。以下同じ。）と生計を別にするものに係る住民票の写し

（3）保証人のうち所得を有し、債務を負担する能力がある者であつて父又は母と生計を別にするものに係る所得証明書又は源泉徴収票

（4） [略]

（貸与の停止）

第9条 貸与生は、条例第7条各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を育英資金異動届（別記様式第10号）により、学校長を経由の上、県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により、その保証人が届け出ることができないときは、学校長が代わつて届出を行うものとする。

2 [略]

（貸与の休止）

第10条 貸与生は、条例第8条各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を育英資金異動届により、学校長を経由の上、県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により、その保証人が届け出ることができないときは、学校長が代わつて届出を行うものとする。

2・3 [略]

<p>(届出)</p> <p>第13条 貸与生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を当該各号に定める書類により、<u>県教育委員会</u>に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>氏名又は住所を変更したとき。</u> 育英資金異動届</p> <p>(2) <u>返還方法を変更するとき。</u> 育英資金異動届</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 転学したとき(転学先及び転学元の学校長が推薦した者に限る。)。 <u>転学用奨学金継続願</u>(別記様式第17号)</p> <p>2 <u>貸与生であった者は、前項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、直ちに、その旨を育英資金異動届(返還用)</u>(別記様式第18号)により、<u>県教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p><u>(書類の経由)</u></p> <p>第14条 この規則の規定により<u>県教育委員会</u>に提出する書類は、<u>学校長を経由しなければならない。ただし貸与生であった者が提出する書類は、この限りでない。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p>(届出)</p> <p>第13条 貸与生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を当該各号に定める書類により、<u>学校長を経由の上、県教育委員会</u>に届け出なければならない。この場合において、貸与生が届け出ることができないときは、その者の保証人が届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 転学したとき(転学先及び転学元の学校長が推薦した者に限る。)。 <u>育英資金転学时継続願</u>(別記様式第17号)</p> <p>2 <u>前項各号により育英資金の貸与の額の変更が生じる場合は、当該各号に定める書類に変更申請書を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>貸与生若しくは貸与生であった者又はその保証人は、住所、氏名又は返還方法その他重要な事項を変更したときは、直ちに、その旨を住所氏名等変更届</u>(別記様式第18号)により、<u>県教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 [略]</p>
--	--

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第3条関係)

育英資金の種類	<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金	区分	<input type="checkbox"/> 高校(専攻科を含む) 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校高等課程				
希望する貸与月額	円		<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 専修学校専門課程				
育英資金貸与申請書							
宮崎県教育委員会 殿			年 月 日				
宮崎県育英資金の貸与を受けたいので、宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条により申請します。							
学校名	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制		学部	学科	学年	繰返期 年月	
フリガナ 本人氏名 (年 月 日生)	(本人印) ㊟		現住所 〒 (電話番号)				
フリガナ 保証人氏名 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 その他 ()	(保証人印) ㊟		※本人が自宅外通学の場合は、生計を一にする家族の住所 〒 (電話番号)				
特に配慮してほしい家族の事情(緊急採用の申請の場合は、家計急変の事由及びその発生年月を必ず記入してください。)							
本人と生計を一にする家族の状況					確認欄(万円)		
氏名	本人との 続柄	申請日 における年齢	勤務先 在学学校名	同居・別居の別 (就学者通学種別)	学校種別 (就学者のみ)	所得金額	特別 控除額
(本人)				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
()				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
()				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
()				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
()				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
()				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国立 <input type="checkbox"/> 私		
特に配慮が必要な事情による控除							
ア 本人の就学者控除(就学者及び未就学児の数 人)							
イ ひとり親家庭							
ウ 障がいのある人がいる世帯							
エ 主たる生計維持者が別居している世帯							
オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯							
カ 火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯							
生計を一にする家族人数 (人)					収入基準額		

注意事項

- は、該当するものに✓を入れてください。
- 本人氏名欄は、育英資金の貸与を受けようとする者が署名し、押印してください。
- 保証人氏名欄は、本人が未成年である場合は原則父又は母が署名し、本人と異なる印鑑で押印してください。
- 特に配慮してほしい家族の事情欄は、最新の所得証明書に現れない最近の家計の事情や、上記イ〜カに該当する場合に記入してください。この場合、その事実が確認できる書類(イの場合を除く。)を6の書類と併せて提出してください。
- 続柄は本人との関係で記入し、同居・別居の別は本人と生計を一にする家族との関係で選択してください。
- 本人と生計を一にする者全員分の住民票、所得証明書及び所定の必要書類を添付し、在学する学校に提出してください。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

推薦調書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

学校名

校長名

職印

次の者は、宮崎県有英資金の貸与生として適格であると認められますので、推薦します。

氏 名	
学 部 学 科 名	
学 年	
卒 業 予 定 年 月	
学 習 成 績 (5 段 階) の 評 定 平 均 値	
通 学 の 別	<input type="checkbox"/> 自宅通学 <input type="checkbox"/> 自宅外通学
特 記 事 項 欄	
学 校 電 話	
学 校 担 当 者 氏 名	

注意事項

- 1 中学校予約採用申請の場合は、学部学科名の欄は記入する必要はありません。
- 2 学習成績（5段階）の評定平均値欄は、採用の別と申請時の学年に応じ、次の期間の全履修科目の学習成績平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入してください。
 - (1) 予約採用申請の場合…前学年（中学2年次）
 - (2) 在学採用（高校・高等専門学校・専修学校高等課程）申請の場合
 - ア 第1学年…中学3年次
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
 - (3) 在学採用（大学・短大・専修学校専門課程）申請の場合
 - ア 第1学年…高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程在籍期間
 - イ 第2学年以上…在籍する学校の前学年
- 3 家計状況等について、添付資料で把握できない事情がある場合は、面談等により確認した内容を特記事項欄に記入してください。特記事項がない場合は記入不要です。

別記様式第 3 号中「殿」を「様」に、「貸 与 金 額」を「貸 与 額」に改める。

別記様式第 4 号中「文書番号」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記様式第 5 号及び別記様式第 5 号の 2 を次のように改める。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

育英資金採用候補者決定通知書

年 月 日

様

宮崎県教育委員会

年 月 日付けで申請のありました育英資金の貸与については、
次のとおり 年度育英資金の採用候補者として決定しましたので通知
します。

学 校 名	
登 録 番 号	
育英資金の種類	
備 考	

様式第 5 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

育英資金貸与額変更申請書

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり貸与額を変更したいので申請します。

学校・学部学科名・学年

採用決定番号 ()

貸与生氏名 (自署) ⑩

第一連帯保証人氏名 (自署) 実印

※ 貸与総額 (借用申込金額) が増額となる場合

第二連帯保証人氏名 (自署) 実印

申請内容

貸与月額の変更		備考
現貸与月額	円	
変更時期	年 月分	
変更申請貸与月額	円	
変更後の貸与総額 (借用申込金額)	円	

----- 以下学校記入欄 -----

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

〔 職 印 〕

注意事項

- 貸与生及び連帯保証人 (変更の結果、貸与総額が増額となる場合は第二連帯保証人を含む。) が署名、押印し、必要事項を記入後、在学する学校に提出してください。
- 連帯保証人は、各自押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。
ただし、育英資金借用証書提出時に添付した印鑑登録証明書と同じ場合は、省略することができます。
- 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

連帯保証人変更届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

貸与生 (借受人)

採用決定番号 ()

氏 名 (印)

生年月日

住 所 〒

電話番号

次のとおり、連帯保証人を変更しますので届け出ます。

変 更 前	ふりがな 連帯保証人氏名	
	生年月日	
	本人との続柄	
	変更理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> その他 ()

宮崎県育英資金の借用について、宮崎県育英資金貸与条例その他の規程を遵守するとともに、裏面の事項について同意し、借受人と借受債務について連帯して負担します。

変 更 後	ふりがな 連帯保証人氏名 (自 署)	印鑑登録証明書の印影	
		実印	
	生年月日		
	住 所		
	電 話 番 号		
	本人との続柄		
勤 務 先	所在地		
	名 称		
	電話番号		

注意事項

- 貸与生(借受人)、変更後の連帯保証人が署名、押印、必要事項を記入し、県教育委員会に提出してください。
- 第一連帯保証人を変更する場合は、原則として貸与生(借受人)と生計を一にする父又は母等とし、押印した印鑑の印鑑登録証明書及び住民票(本籍・筆頭者記載のもの)を添付してください。
- 第二連帯保証人を変更する場合は、所得を有し債務を負担する能力がある者であって父又は母等と生計を別にするものとし、押印した印鑑の印鑑登録証明書、住民票(本籍・筆頭者記載のもの)及び所得証明書を添付してください。
- 変更後の連帯保証人の方は、必ず裏面の事項を確認してください。

※必ず裏面を確認してください。

(裏面)

貸与生 (借受人) 及び連帯保証人は、次の事項に同意するものとする。

- (1) 正当な理由なく育英資金の返還を怠ったときに次の措置を取られること。
 - ア 宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を課されること。
 - イ 返還期限にかかわらず、宮崎県教育委員会の指定した日までに、返還未済の金額に対し、一括返還を請求されること。
 - ウ 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。
- (2) 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、貸与生 (借受人) 及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、宮崎県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。
- (3) 貸与期間中にある場合は、育英資金借用証書の「※借用確定金額」について、下記の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

貸与総額一覧表 (単位: 円)

貸与月数	区 分	大 学				専修学校専門課程・短期大学			
		国 公 立		私 立		国 公 立		私 立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自 宅	44,000	528,000	53,000	636,000	44,000	528,000	52,000	624,000
12	自宅外	50,000	600,000	63,000	756,000	50,000	600,000	59,000	708,000
24	自 宅	44,000	1,056,000	53,000	1,272,000	44,000	1,056,000	52,000	1,248,000
24	自宅外	50,000	1,200,000	63,000	1,512,000	50,000	1,200,000	59,000	1,416,000
36	自 宅	44,000	1,584,000	53,000	1,908,000	44,000	1,584,000	52,000	1,872,000
36	自宅外	50,000	1,800,000	63,000	2,268,000	50,000	1,800,000	59,000	2,124,000
48	自 宅	44,000	2,112,000	53,000	2,544,000	44,000	2,112,000	52,000	2,496,000
48	自宅外	50,000	2,400,000	63,000	3,024,000	50,000	2,400,000	59,000	2,832,000
60	自 宅	44,000	2,640,000	53,000	3,180,000	\			
60	自宅外	50,000	3,000,000	63,000	3,780,000				
72	自 宅	44,000	3,168,000	53,000	3,816,000				
72	自宅外	50,000	3,600,000	63,000	4,536,000				
高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程									
貸与月数	区 分	(1) 一般育英資金				(2) へき地育英資金			
		国 公 立		私 立		国 公 立		私 立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自 宅	18,000	216,000	30,000	360,000	27,000	324,000	34,000	408,000
12	自宅外	23,000	276,000	35,000	420,000	38,000	456,000	45,000	540,000
24	自 宅	18,000	432,000	30,000	720,000	27,000	648,000	34,000	816,000
24	自宅外	23,000	552,000	35,000	840,000	38,000	912,000	45,000	1,080,000
36	自 宅	18,000	648,000	30,000	1,080,000	27,000	972,000	34,000	1,224,000
36	自宅外	23,000	828,000	35,000	1,260,000	38,000	1,368,000	45,000	1,620,000
48	自 宅	18,000	864,000	30,000	1,440,000	27,000	1,296,000	34,000	1,632,000
48	自宅外	23,000	1,104,000	35,000	1,680,000	38,000	1,824,000	45,000	2,160,000
60	自 宅	18,000	1,080,000	30,000	1,800,000	27,000	1,620,000	34,000	2,040,000
60	自宅外	23,000	1,380,000	35,000	2,100,000	38,000	2,280,000	45,000	2,700,000

備考

御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

様式第 7 号 (その 1) (第 6 条関係)

(表面)

育英資金借用証書

(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・専修学校(高等課程))

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

借 受 人 (自 署)	採用決定番号		学校名		
	フリガナ				
	氏 名				印
	生 年 月 日	年	月	日	
	住 所	〒			
	電 話 番 号		携帯電話番号		

貸 与 期 間	年 月 ~ 年 月
育英資金の種類	一般育英資金 へき地育英資金
通学の形態	自 宅 自 宅 外
貸 与 月 額	円
貸 与 総 額 (借用申込金額)	円
返 還 方 法	月 賦 半年賦 年 賦
返 還 期 間	年 月 ~ 年 月

※借用確定金額	円
---------	---

上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程を遵守するとともに、次の事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

- (1) 正当な理由なく育英資金の返還を怠ったときに次の措置を取られること。
 - ア 延滞利息を課されること。
 - イ 返還期限にかかわらず、宮崎県教育委員会の指定した日までに、返還未済の金額に対し、一括返還を請求されること。
 - ウ 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。
- (2) 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、私及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、宮崎県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。
- (3) 上記「※借用確定金額」について、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受人、第一連帯保証人、第二連帯保証人は必ず自署し、印鑑は各自のものを押印すること。学校名、氏名、住所等、記入すべき欄は必ず記入し、記入漏れがないようにすること。 2 貸与期間、育英資金の種類、通学の形態、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入すること。 3 育英資金の種類、通学の形態、返還方法は、該当するいずれかに○をすること。 4 返還期間は、貸与期間の4倍(最長20年)以内の期間を記入すること。
------------------	--

備考 御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

育英資金の借用については、表面の事項に同意するとともに、借受人と借受債務について連帯して負担します。

第一連帯保証人(自署)	フリガナ			印鑑登録証明書の印影		
	氏名			実印		
	生年月日	年	月	日	借受人の関係	借受人の()
	住所	〒 -				
	電話番号		携帯電話番号			
	勤務先					
	勤務先住所	〒 -				
勤務先電話番号						

第二連帯保証人(自署)	フリガナ			印鑑登録証明書の印影		
	氏名			実印		
	生年月日	年	月	日	借受人の関係	借受人の()
	住所	〒 -				
	電話番号		携帯電話番号			
	勤務先					
	勤務先住所	〒 -				
勤務先電話番号						

(1) 貸与総額一覧表 (一般育英資金) (単位: 円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	18,000	216,000	30,000	360,000
12	自宅外	23,000	276,000	35,000	420,000
24	自宅	18,000	432,000	30,000	720,000
24	自宅外	23,000	552,000	35,000	840,000
36	自宅	18,000	648,000	30,000	1,080,000
36	自宅外	23,000	828,000	35,000	1,260,000
48	自宅	18,000	864,000	30,000	1,440,000
48	自宅外	23,000	1,104,000	35,000	1,680,000
60	自宅	18,000	1,080,000	30,000	1,800,000
60	自宅外	23,000	1,380,000	35,000	2,100,000

(2) 貸与総額一覧表 (へき地育英資金) (単位: 円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	27,000	324,000	34,000	408,000
12	自宅外	38,000	456,000	45,000	540,000
24	自宅	27,000	648,000	34,000	816,000
24	自宅外	38,000	912,000	45,000	1,080,000
36	自宅	27,000	972,000	34,000	1,224,000
36	自宅外	38,000	1,368,000	45,000	1,620,000
48	自宅	27,000	1,296,000	34,000	1,632,000
48	自宅外	38,000	1,824,000	45,000	2,160,000
60	自宅	27,000	1,620,000	34,000	2,040,000
60	自宅外	38,000	2,280,000	45,000	2,700,000

様式第 7 号 (その 2) (第 6 条関係) (表面)

収入
印紙

育英資金借用証書

(大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校)

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

借 受 人 (自 署)	採用決定番号		学校名	
	フリガナ			
	氏 名			印
	生 年 月 日		年 月 日	
	住 所	〒 -		
	電 話 番 号		携 帯 電 話 番 号	

貸 与 期 間		年 月 ~	年 月
育英資金の種類	一般育英資金	へき地育英資金	
通学の形態	自 宅	自 宅 外	
貸 与 月 額			円
貸 与 総 額 (借用申込金額)			円
返 還 方 法	月 賦	半年賦	年 賦
返 還 期 間		年 月 ~	年 月

※借用確定金額 円

上記のとおり宮崎県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく育英資金を借用します。ついては、私及び連帯保証人は、条例その他の規程を遵守するとともに、次の事項に同意し、育英資金の返還義務を誠実に履行します。

- (1) 正当な理由なく育英資金の返還を怠ったときに次の措置を取られること。
 - ア 延滞利息を課されること。
 - イ 返還期限にかかわらず、宮崎県教育委員会の指定した日までに、返還未済の金額に対し、一括返還を請求されること。
 - ウ 返還未済の金額及び延滞利息について強制執行の手続を取られること。
- (2) 育英資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、私及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、資産、収入等について、宮崎県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が宮崎県教育委員会に対し当該調査等に回答すること。
- (3) 上記「※借用確定金額」について、裏面の貸与総額一覧表の貸与総額を限度として、借用金額が確定したときに、宮崎県教育委員会が記入する補充権を認めること。

注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 借受人、第一連帯保証人、第二連帯保証人は必ず自署し、印鑑は各自のものを押印すること。学校名、氏名、住所等、記入すべき欄は必ず記入し、記入漏れがないようにすること。 2 貸与期間、育英資金の種類、通学の形態、貸与月額、貸与総額は、決定通知等に記載されている内容を記入すること。 3 育英資金の種類、通学の形態、返還方法は、該当するいずれかに○をすること。 4 返還期間は、貸与期間の4倍(最長20年)以内の期間を記入すること。
------------------	--

備考 御記入いただいた情報及び借受人の育英資金に関する情報は、育英資金貸与業務(返還業務含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(育英資金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

(裏面)

育英資金の借用については、表面の事項に同意するとともに、借受人と借受債務について連帯して負担します。

第一連帯保証人(自署)	フリガナ			印鑑登録証明書の印影		
	氏名			実印		
	生年月日	年	月	日	借受人の関係	借受人の()
	住所	〒 -				
	電話番号		携帯電話番号			
	勤務先					
	勤務先住所	〒 -				
	勤務先電話番号					

第二連帯保証人(自署)	フリガナ			印鑑登録証明書の印影		
	氏名			実印		
	生年月日	年	月	日	借受人の関係	借受人の()
	住所	〒 -				
	電話番号		携帯電話番号			
	勤務先					
	勤務先住所	〒 -				
	勤務先電話番号					

(1) 貸与総額一覧表(大学) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
24	自宅	44,000	1,056,000	53,000	1,272,000
24	自宅外	50,000	1,200,000	63,000	1,512,000
48	自宅	44,000	2,112,000	53,000	2,544,000
48	自宅外	50,000	2,400,000	63,000	3,024,000
72	自宅	44,000	3,168,000	53,000	3,816,000
72	自宅外	50,000	3,600,000	63,000	4,536,000

(2) 貸与総額一覧表(専修学校(専門課程)・短期大学) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	44,000	528,000	52,000	624,000
12	自宅外	50,000	600,000	59,000	708,000
24	自宅	44,000	1,056,000	52,000	1,248,000
24	自宅外	50,000	1,200,000	59,000	1,416,000
36	自宅	44,000	1,584,000	52,000	1,872,000
36	自宅外	50,000	1,800,000	59,000	2,124,000
48	自宅	44,000	2,112,000	52,000	2,496,000
48	自宅外	50,000	2,400,000	59,000	2,832,000

(3) 貸与総額一覧表(高等専門学校(括弧書き内はへき地育英資金)) (単位:円)

貸与月数	区分	国公立		私立	
		貸与月額	貸与総額	貸与月額	貸与総額
12	自宅	18,000(27,000)	216,000(324,000)	30,000(34,000)	360,000(408,000)
12	自宅外	23,000(38,000)	276,000(456,000)	35,000(45,000)	420,000(540,000)
24	自宅	18,000(27,000)	432,000(648,000)	30,000(34,000)	720,000(816,000)
24	自宅外	23,000(38,000)	552,000(912,000)	35,000(45,000)	840,000(1,080,000)
36	自宅	18,000(27,000)	648,000(972,000)	30,000(34,000)	1,080,000(1,224,000)
36	自宅外	23,000(38,000)	828,000(1,368,000)	35,000(45,000)	1,260,000(1,620,000)
48	自宅	18,000(27,000)	864,000(1,296,000)	30,000(34,000)	1,440,000(1,632,000)
48	自宅外	23,000(38,000)	1,104,000(1,824,000)	35,000(45,000)	1,680,000(2,160,000)
60	自宅	18,000(27,000)	1,080,000(1,620,000)	30,000(34,000)	1,800,000(2,040,000)
60	自宅外	23,000(38,000)	1,380,000(2,280,000)	35,000(45,000)	2,100,000(2,700,000)

別記様式第9号中「文書番号」を削り、「(氏名)」を「(氏名) 様」に改め、「(公印省略)」を削り、「(文書取扱 財務福利課)」を「(文書取扱)」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

様式第10号 (第9条、第10条、第13条関係)

育英資金異動届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じたので、届け出ます。

採用決定番号

貸与生氏名

㊞

第一連帯保証人氏名

㊞

1 届出の内容 (該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入)

- 辞退 (年 月分から)
 退学 (年 月付)
 休学 (年 月付 休学期間 年 月 日～ 年 月 日)
 再開 (年 月分から)
 長期欠席 (年 月 日～ 年 月 日)
 同学年再履修 (年 月 日～ 年 月 日)
 貸与区分変更 (年 月分から) ※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
 転籍・専攻科進学 (年 月分から) ※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付
 留学 (年 月 日～ 年 月 日)
 その他 (年 月付 届出内容)

2 今後の連絡先・文書送付先 (□ 貸与生 □ 第一連帯保証人 □ その他 ())
(住所)

〒 -

(電話)

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

年 月 日

学校名

校長名

〔職印〕

注意事項

- 貸与生、第一連帯保証人が署名、押印、必要事項記入の上、在学する学校に提出してください。
- 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。
- やむを得ない事情により学校長が代わって届出を行う場合は、貸与生及び第一連帯保証人の押印は不要です。

様式第11号 (第11条関係)

育英資金返還猶予申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

本 人	現住所	〒 ー	勤務先	所在地	〒 ー
	ふりがな氏名			勤務先名	
	電話番号	(自宅) (携帯)		電話番号	
連 帯 保 証 人	現住所	〒 ー	勤務先	所在地	〒 ー
	ふりがな氏名			勤務先名	
	電話番号	(自宅) (携帯)		電話番号	

次のとおり育英資金の返還猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

採用決定番号	
猶予期間 (最大1年度)	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	<input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 出産・育児 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 新卒未就労 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 在学証明書 (原本) <input type="checkbox"/> 診断書 (治療期間及び就労困難の旨の記載) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (受給者証は不可) <input type="checkbox"/> 母子手帳 (表紙と出産証明日欄 (妊娠中は分娩予定日欄) の写し) <input type="checkbox"/> 所得関係書類 (下記のいずれか) (所得証明書 (原本)・源泉徴収票 (写し)・直近の給与明細書 3 か月分 (写し)) <input type="checkbox"/> 会社が発行した書類 (休業証明書・退職証明書・その他)
現在の状況	(返還困難な事情について、収入と支出の金額・使途など)
今後の返還の見通し	(猶予期間終了後の返還の見通し)

注意事項

- 1 押印や添付書類忘れに御注意ください。
- 2 書類提出後、猶予の適否の判断に当たり時間を要するため、お早めに御提出ください。
- 3 御記入いただいた情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

別記様式第12号中「文書番号」を削り、「貸与生氏名	殿」を「貸与生氏名	様」に改める。
別記様式第13号中「文書番号」を削り、「貸与生氏名	殿」を「貸与生氏名	様」に改める。
別記様式第15号中「文書番号」を削り、「貸与生氏名	殿」を「貸与生氏名	様」に改める。
別記様式第16号中「文書番号」を削り、「貸与生氏名	殿」を「貸与生氏名	様」に改める。
別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める。		

様式第17号 (第13条関係)

育英資金転学时継続願

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

(採用決定番号)

貸与生氏名 ⑩

第一連帯保証人氏名 ⑩

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり転学し、転学先においても育英資金の貸与を継続したいので、願い出ます。

転学の状況

転学元		転学先	
学 校 名		学 校 名	
学 科 等	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学 科 名	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
学 年		学 年	
最 終 在 籍 日		転 入 日	
卒 業 予 定 年 月		卒 業 予 定 年 月	

※ 単位制の場合の卒業予定年月は、卒業に要する単位を最短で取得した場合の予定を記入。

在学学校記入欄

上記のとおり転学し、転学先においても継続して貸与を受けることができる者であると証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

転学先記入欄

上記のとおり、本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、押印、必要事項記入の上、在学学校に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた在学学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。
- 3 転学後、貸与区分の変更等による貸与額の増減がある場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付してください。

様式第18号(第13条関係)

住所氏名等変更届

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり変更が生じましたので報告します。

※届出人氏名 ㊟
 ※借受人との関係 本人 第一連帯保証人 第二連帯保証人
 ※届出日 年 月 日

※ 採用決定番号			
※ 貸与生氏名			
※ 異動があった者			
※ 変更事項	記入箇所	※ 変更事項	記入箇所
<input type="checkbox"/> 住所	(1)、(2)	<input type="checkbox"/> 返還方法	(5)
<input type="checkbox"/> 氏名	(3)、(4)	<input type="checkbox"/> 返還金口座	(6)、(7)
<input type="checkbox"/> 勤務先	(8)、(9)、(10)	<input type="checkbox"/> 書類送付先	(11)
<input type="checkbox"/> 電話番号	(12)		

住所変更	旧住所	(1)〒 -
	新住所	(2)〒 -
改氏名	ふりがな 変更前氏名	(3)
	ふりがな 変更後氏名	(4)
返還方法	(5) <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	
返還金口座(登録・変更)	(6) <input type="checkbox"/> 新規登録 変更(改姓に伴う名義変更を含む) <input type="checkbox"/> その他()	
口座振替依頼書の送付希望	(7) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
勤務先等	名称	(8)
	所在地	(9)〒 -
	電話番号	(10)
書類の送付先	(11) <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 第一連帯保証人 <input type="checkbox"/> 第二連帯保証人	
※連絡先電話番号	(12)	

注意事項

- 1 □は、該当の□に✓印をつけてください。
- 2 ※は必須事項です。必ずご記入ください。
- 3 変更のあった項目及び届出人氏名を記入し、押印の上、県教育委員会に提出してください。
- 4 収集した個人情報、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 5 次の変更は、この様式ではできませんので、所定の様式で届け出てください。
 - ・ 連帯保証人を他の方に変更する場合
 - ・ 貸与中の在籍や貸与額に関する事項を変更する場合
 - ・ 返還中の返還猶予申請・返還免除申請をする場合

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県育英資金貸与条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

雑 報

令和元年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和元年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和2年1月30日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

8910001	8910004	8910009	8910022	8910056	8910078
8910090	8910103	8910125	8910155	8910177	8910195
8910201	8910204	8910214	8910243	8910310	

以上17名